

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本事業は、地域文化の継承に不可欠な文化財を地域づくりの核として位置付け、その保存・活用の促進を図ることを目的とするものである。県内には多様な有形・無形文化財が存在する一方、資金や実践ノウハウの不足、所有者の高齢化、資材価格や人件費の高騰等により、文化財の活用に向けた具体的な取組が進みにくい状況が見られる。

こうした課題を踏まえ、本事業では、地域の核となる文化財活用の実証的取組を支援するモデル事業を実施し、文化財活用に必要な活用手法を示すことで、県内文化財の活用の推進を図り、文化財の持続的な継承と地域活性化の推進につなげることを目指す。

2 趣旨

本要領は、「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」の実施に当たり、国・県指定等文化財の新たな活用の実証的取組を実行できる事業者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めたものである。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託（以下、「本事業」という。）

(2) 業務内容

地域の核となる文化財活用モデル実証事業における下記の業務

- ① 県内に所在する国指定・選定文化財又は県指定文化財の活用
- ② 事業効果の検証

(3) 仕様等

別紙「令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託に係る仕様書」に基づくものとする。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月10日(水)までとする。

4 見積限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 公募方法及びプロポーザル実施要領の交付

本プロポーザルは新潟県ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

(1) 公募方法

新潟県ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/>) に掲載する。

(2) 掲載期間

令和8年3月25日(水)から令和8年5月22日(金)まで

(3) 交付方法

新潟県ホームページ掲載のファイルをダウンロードするか、交付場所まで取りに来ること。

(4) 交付場所

新潟県 観光文化スポーツ部 文化課 文化資源活用推進係
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
電話 025-280-5619 (直通)

※ 交付は土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。

6 参加資格

次に掲げる要件を満たしている法人、企業連合、保存団体、協議会とする。

(1) 法人による申込の場合

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

ウ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に掲げる暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目を滞納していない者であること。また、新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(2) 企業連合による申込の場合

ア 上記1-アからオに示す要件のすべてを満たす法人が幹事会社となり、その他上記1-アからオに示す要件のすべてを満たす法人により自主的に結成されたものであること。

イ 企業連合を構成するいずれの者も、他の企業連合の構成員となっていないこと。
※企業連合の場合、裏面に構成員を記載すること。

(3) 当該文化財の保存団体及び協議会による申込の場合

ア 上記1-ア、エ、オに示す要件のすべてを満たす団体であること。

イ 新潟県内に事務局を有する者であること。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（保存団体、協議会の場合は、代表するもの）は、令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式1）を提出すること。

（1）提出書類

- ア 令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」業務委託公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式1）
- イ 法人等の概要が分かるリーフレット等
- ウ 県税未納が無い旨の証明書（新潟県の県税の納税義務を有する者のみ）

（2）提出期限

令和8年4月15日(水) 17時00分 ※必着

（3）提出場所

5(4)交付場所

（4）提出方法

持参又は書留による郵送

※ 持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。

（5）参加辞退

提出後に申込みを辞退する場合は、必ず「5(4)交付場所」の連絡先へ連絡すること。

8 質問の受付及び回答

募集要領の内容について質問がある参加申込者は、「質問書」（別紙様式2）を提出すること。

（1）受付期限

令和8年4月2日(木) 17時00分 必着

（2）提出方法

電子メール（宛先 ngt150030@pref.niigata.lg.jp）

※ 件名は「令和8年度地域の核となる文化財活用モデル実証事業業務委託に関する質問」とすること。

※ 提出後、別途電話（025-280-5619）により提出した旨の連絡を行うこと。

※ セキュリティ対策により、URLが記載された電子メールを受信できない場合があるので、留意すること。

※ 電話での質問は受け付けないので留意すること。

（3）回答方法

令和8年4月9日(木)までに新潟県ホームページに掲載する。同趣旨の質問はまとめて回答する。また、質問に対する回答事項は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

9 企画提案書類の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるところにより企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月1日(金) 17時00分 ※必着

(2) 提出場所

5(4)交付場所

(3) 提出方法

持参又は書留による郵送。

※ 持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(10部)

イ 見積書(可能な限り詳細な内訳を記載)(元本1部、写し9部)

(5) 企画提案の範囲

本事業は、文化財を地域づくりの核として位置付け、その保存・活用の促進を図り、文化財の持続的な継承と地域活性化の推進につなげることを目指すものである。また、地域づくりの核となる文化財の多様な活用に取り組むことで、来訪者や収益を呼び込み、地域の活性化や観光振興につなげるねらいがある。文化財活用に必要な活用手法について、以下を踏まえて提案すること。

ア 対象となる文化財

- ・国指定・選定文化財、県指定文化財のいずれかに該当する文化財

イ 文化財を活用する事業の実施

- ・対象文化財を単体又は複数セットで活用する取組
- ・見込まれる効果
- ・事業全体のスケジュール
- ・事業の円滑な運営
- ・地域の関係者への理解の促進
- ・事業完了後の取組の継続・展開予定

ウ 事業効果の検証

- ・効果検証の手法
- ・本事業の成果を測定・検証するための指標及び目標値設定

エ その他

- ・実施体制(提案者の事業運営体制等)
- ・提案者の過去5年間の同種又は類似の受託業務実績

10 審査及び選定方法等

提出された企画提案書については、提案書説明会において、その内容についてプレゼンテーションを実施し、本事業に関する公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)で適正・公平に審査した上で、受託業者を選定する。

なお、企画提案書の提出者が多数となった時は、プレゼンテーションに先立ち書類選考

を行い、プレゼンテーションの対象者を選定する場合もある。

(1) 提案書説明会（プレゼンテーション）の開催

ア 実施日

令和8年5月19日(火)開催予定

イ 会場

県庁又は近隣施設の会議室で実施予定

※実施日時、会場は決定次第、参加申込書を提出した者に別途通知する。

ウ 説明時間

30分以内（説明20分、質疑応答10分、機器類のセッティングに係る時間は別途。）

エ 説明方法

企画提案書その他、フリップパネル、パソコン、ビデオ等を持参して用いてもよい（プロジェクターとスクリーンを当課で用意するので、必要とする場合は、事前に申し出ること）。

オ プレゼンテーションに参加しなかった者は失格とする。

カ プレゼンテーションの詳細事項については、申込書に記載の担当者に対し、電子メールにて通知する。

(2) 選定方法

実証事業者の選定に当たっては、「(5) 審査基準」に従って、応募期限までに応募があったものの中から、5月に実施予定の選定委員会／プロポーザルにより実施。

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

(4) ヒアリングの実施

審査会が必要と認めるときは、プレゼンテーションに参加した者に対し電話等でヒアリングを実施することがある。

(5) 審査基準

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査項目及び配点は、次表のとおりとする。

審査基準

審査基準		審査
項目	内容	配点
①事業内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」の趣旨を理解し、文化財を地域づくりの核として位置付け、その保存・活用の促進を図ることに寄与する内容となっているか。 ・文化財活用の現状を踏まえた上で、活用に必要な活用手法が示され、文化財の持続的な継承と地域活性化の推進につながるものか。 	30/130
②提案内容の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の成果を測定・検証するための指標及び目標値設定がされ、その運用方法が具体的に示されており、事業終了後、今後の文化財活用に活かせる効果検証となっているか。 ・地域の活性化や観光振興に与える影響が明確かつ具体的に示されているか。 	30/130
③提案内容の創造性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に新しい付加価値を生み出す内容となっているか。 ・取組の開催時以外の時期においても、所有者・事業者・地域住民等により、本事業により整備された備品、消耗品等を有効に活用し、事業効果や今後の保存活用に必要な資金調達の方策を探る取組を促すものであるか。 	30/130
④事業遂行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成及び計画遂行に必要となる組織、人員等を有し、参画する者等の役割が適切に分担され明確化されているか。 ・過去同類事業の実績から十分な業務ノウハウを持ち合わせているか。 ・本事業を進める上で、地域での合意形成のほか、関係する事業者の巻き込みが円滑に進むよう、必要となる文化財所有者及び管理者、地域、事業者との連携・調整等がとれているか。 	30/130
⑤ 事業費積算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の積算は妥当であり、業務に要する費用と取組・効果とのバランスはとれているか。 	10/130

(6) 選定結果の通知

選定結果は、申込書に記載の担当者に対して文書で通知する。

(7) 事業者選定までのスケジュール

- ・募集公示 令和8年3月25日(水)
- ・「質問書」提出期限 令和8年4月2日(木) 17時00分 ※必着
- ・質問に対する回答 令和8年4月9日(木)まで
- ・「参加申込書」提出期限 令和8年4月15日(水) 17時00分 ※必着
- ・「企画提案書」提出期限 令和8年5月1日(金) 17時00分 ※必着
- ・提案書説明会（プレゼンテーション）令和8年5月19日(火)予定
- ・審査結果の通知 説明会から3営業日以内を予定

11 契約の締結

(1) 契約締結の交渉

県は、審査会において、審査委員長及び審査員全員が採点した総合評価の順位を踏まえ、採択事業者を決定する。予算の範囲内で複数採択する場合がある。採択を受けた事業者は、本件業務委託について、別途改めて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月10日(水)まで

12 注意事項

- (1) 提出書類の作成等に要する費用(旅費、通信費を含む)は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(参考) 地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。